第 1258 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年 2月19日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-6209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

♤雇用主が保険料を負担した生命保険金

Q：当社では、会社が保険契約者及び保険料負担者で、従業員を被保険者及び保険金受取人とする生命保険に加入しています。

この度、従業員が亡くなり、その従業員の配偶者が保険金を受け取りましたが、この生命保険金の課税関係はどうなりますか。

A：相続税が課税されます。

【解説】

会社がその従業員やその親族を被保険者とする生命保険に加入し、その保険料の全部又は一部を負担している場合に、保険事故が発生して従業員その他の人が生命保険金を受け取ったときには、次のように取り扱われます。

(1)従業員の死亡によりその相続人その他の人が保険金を受け取った場合

会社が負担した保険料はその従業員が負担したものとして相続税の対象になります。

(2)従業員以外の人の死亡によりその従業員が保険金を受け取った場合

会社が負担した保険料はその従業員が負担したものとして所得税や住民税の対象になります。

(3)従業員以外の人の死亡によりその従業員及び被保険者以外の人が保険金を受け取った場合

会社が負担した保険料はその従業員が負担したものとしてその保険料に対応する部分は贈与税の対象になります。

ご質問の場合は(1)に該当し、従業員の相続人が受け取った生命保険金には相続税が課税されることになります。